## 電気通信大学感謝状贈呈要項

平成21年11月17日 改正 平成24年 5月22日 平成30年 3月30日 平成31年 3月28日 令和 2年12月25日

(趣旨)

- 第1条 この要項は、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)に多大な貢献があった個人又は団体に対し、感謝状の贈呈について必要な事項を定めるものとする。 (事由)
- 第2条 感謝状の贈呈は、次のいずれかに該当する個人又は団体について行う。
  - (1) 本学の教育、研究、課外活動、福利厚生等において、多大な貢献があった個人又は 団体
  - (2) 本学の地域連携、国際交流において、多大な貢献があった個人又は団体
  - (3) 本学の学生、職員の生命、身体等に対する危険を防止した個人又は団体
  - (4) 本学の教育・研究環境の整備に多大な貢献があった個人又は団体
  - (5) その他学長が本学に多大な貢献があったと認めた個人又は団体 (決定)
- 第3条 決定は、役員又は職員の推薦に基づき、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。
- 2 前項の推薦を行おうとする者は、別紙様式1の推薦書を学長に提出するものとする。
- 3 感謝状の贈呈は、必要な都度学長が行う。

(様式)

第4条 感謝状は、別紙様式2のとおりとする。

第5条 感謝状の贈呈に関する事務は、総務部総務企画課において処理する。 (雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、感謝状の贈呈に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成21年11月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。 附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要項は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要項の施行の際、現にあるこの要項による改正前の様式(次項において「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この要項による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要項の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

(元号) 年 月 日

電気通信大学長 殿

推薦者・職・氏名

## 推薦書

下記の者は、感謝状を贈呈するに相応しいと認められますので、下記の通り推薦します。

記

- 1. 氏 名 (団体名等)
- 2. 推薦理由

( 元 国 号	表しま	よって	ご尽力	(本学	あなた		感
立 大 学	ます	ここに	されま	の具体	は		
法 年 人 電		心からず	した	の課外			謝
気 通 信 大 日		感謝の意		活動等)			状
学 長		を				殿	

別紙様式2 (第4条関係) その2 (第2条第3号の規定による場合)

	表しよ	さっ	あ	
元	l =		な	
	まて			⊫tò
国号	<i>x</i> (		た	感
<u>1/.</u>	すっこ		は	
大	_	た危		
大 学	13			
	i,			謝
				剐
人	カ	上 上		
電電	È	内		
気 月	愿			
通	調	·		状
		<del>,</del>		1/\
信	$\sigma_{\cdot}$	,		
大 日	意			
学	を			
長			殿	
			//X	